

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ				
規 則					
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則.....（建築指導課）	17				
告 示					
○有害図書類の指定.....（道民活動文化振興課）	17				
○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業務の停止処分.....（商工金融課）	18				
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業支援課）	18				
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	19				
○土地改良法による道営換地計画の決定.....（農業施設管理課）	19				
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	19				
○道路の供用の開始.....（道路課）	19				
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正.....（経理課）	19				
道人事委員会規則					
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....	20				
道公安委員会告示					
○風営適化法施行条例第4条第1項の規定に基づく営業時間の特例の日の指定の一部改正.....	20				
規 則					
建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年12月8日 北海道知事 高 橋 はるみ					
北海道規則第155号					
建築基準法施行細則の一部を改正する規則 建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。 第15条第3項第2号の表一般構造の項を次のように改める。					
<table><tr><td>ア</td><td>採光及び換気設備の設置の状況</td></tr><tr><td>イ</td><td>防水層の劣化及び損傷状況</td></tr></table>	ア	採光及び換気設備の設置の状況	イ	防水層の劣化及び損傷状況	
ア	採光及び換気設備の設置の状況				
イ	防水層の劣化及び損傷状況				

一般構造	ウ 排水等の状況
	エ 雨漏り、漏水等の状況
	オ 石綿の使用等の状況

別記第8号様式（第2面）中「(5) 維持保全に関する準則又は計画 ☐有 ☐無」を
「(5) 維持保全に関する準則又は計画 ☐有 ☐無 に改め、同様式（第3面）中
(6) 定期調査に関する書類 ☐有 ☐無 ☐対象外」

「【7 備考】
を

「【7 石綿が添加された建築材料の調査状況】

- (1) 該当建築材料の有無 ☐有（飛散防止措置無）（該当する室： ）
☐有（飛散防止措置有）（該当する室： ）
☐無 ☐不明（ 年 月に分析予定）
- (2) 措置予定の有無 ☐有（ 年 月に改善予定） ☐無
- (3) 改善措置の種類 ☐除去 ☐封じ込め ☐囲い込み

【8 耐震診断及び耐震改修の調査状況】

- (1) 耐震診断の実施の有無 ☐有 ☐無（ 年 月に実施予定） ☐対象外
- (2) 耐震診断の結果 ☐改修の必要有（構造耐震指標： ）
（保有水平耐力に係る指標： ）
☐改修の必要無（構造耐震指標： ）
（保有水平耐力に係る指標： ）
- (3) 耐震改修の実施の有無 ☐有 ☐無（ 年 月に実施予定） ☐対象外
- (4) 耐震改修の方法（ ）

【9 備考】
に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第960号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成18年12月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

図書類 の種別	図書コード等又は 日本ビデオ倫理協 会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発 行 所、 制 作 所、 受 審 会 社 等
雑 誌	05463-11	すっぴん Suppin EVOLUTION 11	2006年11月1日発行 英 知 出 版 株 式 会 社
同	08513-11	[月刊]メルフレボンパー 11	2006年11月1日発行 K K ベ ス ト セ ラ ー ズ
同	04167-11	ストリート・シュガー 11	2006年11月1日発行 株 式 会 社 サ ン 出 版
同	12812-11	漫画ガチンコ11月増刊号	2006年11月1日発行 若 生 出 版 株 式 会 社
同	02190-11	コミック裏オフィス Vol.03	2006年11月1日発行 株 式 会 社 東 京 三 世 社
同	15279-11	実話マッドマックス 11月号	2006年11月1日発行 株 式 会 社 コ ア マ ガ ジ ン
同	16611-11	ドッキ!スペシャル 11月号	2006年11月4日発行 株 式 会 社 竹 書 房
同	19819-11	話王 おいしい人妻&実話コミック 11月号	2006年11月1日発行 株 式 会 社 ぶ ん か 社
同	17471-11	パシャ! No.16	2006年11月1日発行 若 生 出 版 株 式 会 社
同	06777-11	月刊ドント 11	2006年11月1日発行 株 式 会 社 サ ン 出 版
同	13319-11	ケイタイバンディッツ 11月号	2006年11月1日発行 ミ リ オ ン 出 版 株 式 会 社
同	03289-11	グラギャル ディー・ブイディー 11	2006年11月1日発行 若 生 出 版 株 式 会 社
同	13319-12	ケイタイバンディッツ 12	2006年12月1日発行 ミ リ オ ン 出 版 株 式 会 社
同	01851-12	ウレッコ 第21巻第12号通巻第265号	2006年12月1日発行 同
同	05464-12	すっぴん・エボリューション11月号増刊	2006年12月6日発行 英 知 出 版 株 式 会 社
同	08877-12	Yha! Hip&Lip 12月号	2006年12月1日発行 株 式 会 社 ワ ニ マ ガ ジ ン 社
同	03299-12	月刊クリーム 12月号	2006年12月1日発行 ワ イ レ ア 出 版 株 式 会 社
同	04167-12	ストリート・シュガー 12	2006年12月1日発行 株 式 会 社 サ ン 出 版
同	04117-12	That's DAN Vol.87	2006年12月6日発行 株 式 会 社 バ ウ ハ ウ ス
同	18763-12	もっとすごい本当のH話コレクション 12月号	2006年12月20日発行 同
同	15529-12	ZuBA!【ズパッ!】 12	2006年12月10日発行 イ ン フ ォ レ ス ト 株 式 会 社
同	08513-12	[月刊]メルフレボンパー 12	2006年12月1日発行 K K ベ ス ト セ ラ ー ズ
同	13991-12	COMIC パズーカ 12月号	2006年12月1日発行 辰 巳 出 版 株 式 会 社
同	06909-12	ナマイキッ 12月号	2006年12月1日発行 株 式 会 社 竹 書 房
同	17999-12	ペンギンクラブ 12月号	2006年12月1日発行 辰 巳 出 版 株 式 会 社
同	16611-12	ドッキ!スペシャル 12月号	2006年12月4日発行 株 式 会 社 竹 書 房

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少

年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第961号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1項の規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年12月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 住 所 札幌市中央区南2条西5丁目6番地 ロジェ25札幌2階
- 商号又は名称 キャッシングのアール
- 氏 名 山崎 晃史
- 登録番号 北海道知事(1)石第02936号
- 業務停止の期間 平成18年12月5日から平成19年4月3日までの間の120日間
- 業務停止の範囲

新規（金銭の借換を含む。以下同じ。）の金銭の貸付、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付の代理業務。ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない部分に関する業務についてのみ行うことができる。

北海道告示第962号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南長沼土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成18年12月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成18.11.12	理 事	山 田 文 雄	夕張郡長沼町西3線南5番地
同	同	同	佐々木 忠	同 東4線南6番地
同	同	同	鈴木 徳 幸	同 東4線南2番地
同	同	同	寺 崎 義 之	同 字幌内
同	同	同	菊 澤 巧	同 東3線南11番地
同	同	同	駒 谷 作 江	同 東3線南7番地
同	同	同	田 近 久 行	同 東8線南14番地
同	同	同	嶋 田 貞 信	同 西2線南5番地
同	同	同	松 本 守	同 西6線南5番地
同	同	監 事	松 村 敏 文	同 東7線南5番地
同	同	同	生 田 義 和	同 東6線南18番地

就任	平成18.11.12	監事	漆原 衛	夕張郡長沼町西1線南8番地
退任	同 18.11.11	理事	山田 文雄	同 西3線南5番地
同	同	同	久保田 信二	同 東3線南5番地
同	同	同	宮本 孝雄	同 東8線南6番地
同	同	同	寺崎 義之	同 字幌内
同	同	同	鈴木 徳幸	同 東4線南2番地
同	同	同	田近 久行	同 東8線南14番地
同	同	同	生田 義和	同 東6線南18番地
同	同	同	駒谷 作江	同 東3線南7番地
同	同	同	菊澤 巧	同 東3線南11番地
同	同	同	岩倉 武男	同 西1線南8番地
同	同	同	長尾 稔	同 西2線南6番地
同	同	同	福井 一男	同 西11線南6番地
同	同 18.10.16	監事	松村 敏文	同 東7線南5番地
同	同	同	柏 敏春	同 東6線南9番地
同	同	同	漆原 衛	同 西1線南8番地

北海道告示第963号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（本幸地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水、暗きょ、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成18年12月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年12月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第964号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、厚真町吉野地区及び富野地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成18年12月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年12月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第965号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年12月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 上川郡美瑛町字平和6688の2・11926（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、6350の3

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道上川支庁産業振興部林務課及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第966号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年12月8日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 大沼公園鹿部線	茅部郡森町字赤井川71番1地先（一般国道5号交点）から茅部郡森町字赤井川391番9地先まで	平成18.12.8

北海道告示第967号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成18年12月31日から施行する。

平成18年12月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 収納代理金融機関の項釧路機船漁業協同組合の事項を削る。

道 人 事 委 員 会 規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月8日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7－1115

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7－188）の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道保健福祉部医務業務課の項を次のように改める。

北海道保健福祉部医 務業務課	(1) 麻薬取締員（ ⁽²⁾ に掲げる者を除く。）	3
	(2) 麻薬取締員（人事委員会の定めるものに限る。）	2

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第153号

風俗営業の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例第4条第1項の規定に基づく営業時間の特例の日の指定（平成11年北海道公安委員会告示第34号）の一部を次のように改正する。

平成18年12月8日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

表中

「 29、30、31 」	帯 広 氷 まつ り	を
「 27、28、29 」	帯 広 氷 まつ り	に、
「 10、11、12、13、14 」	旭 川 冬 まつ り	を
「 9、10、11、12、13 」	旭 川 冬 まつ り	に、
「 15、16、17 」	夕 張 神 社 祭 典	を
「 14、15、16 」	夕 張 神 社 祭 典	に、
「 8、9、10、11、12 」	Y O S A K O I ソーラン祭り	を
「 7、8、9、10、11 」	Y O S A K O I ソーラン祭り	に、
「 夏 越 祭 り 」	を	「 夏 越 祭 」に、
「 深 川 太 子 祭 り 」	を	「 深 川 聖 徳 太 子 祭 」に改める。